

障がい児通所支援の人員について

①児童指導員の資格要件は、下記【表1】のとおりです。

【表1】 次のいずれかに該当する者

- ① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ④ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）
- ⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者を含む）であって、2年以上児童福祉事業（下記※）に従事したもの
- ⑨ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

【！】教員免許の種類について、第一種・第二種・専修や、教科は問いません。（養護教諭は含まない）

【！】資格を有する者とは、免許状保有者のことです。（教員免許の更新の有無は問わない）

- ⑩ 3年以上児童福祉事業（下記※）に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

【！】④～⑦の「これらに相当する課程を修めて卒業した者」とする場合は、履修単位等がわかる成績証明書等を事前に、メールまたはFAXにて提出してください。（提出先はてびきトップページに記載）

【！】⑧・⑩のうち、従事した経験を証明するための「実務経験証明書」の作成・提出が必要です。

※ 児童福祉事業とは？

- ・児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）
- ・同法第12条の児童相談所における事業
- ・同法第6条の2の2に規定する事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、及び障害児相談支援事業）

・同法第6条の3に規定する事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（※）、病児保育事業（※）及び子育て援助活動支援事業）（認可外保育園は（※）の各事業に準じるものとして可）

※ 各市町村等が行う「留守家庭児童」への対策事業（放課後児童クラブ等）は、事前に各市町村・教育委員会等に、当該事業が【児童福祉事業】に含まれるかの確認をし、実務経験証明書にも事業名の記載を依頼してください。

＊【障がい福祉サービス経験者】の廃止（人員基準の見直し）【令和3年度制度改正に伴う見直し】
専門性及び質の向上に向けて、「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみ人員基準を満たすこととなります。令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置がありましたが、令和5年3月31日で完全廃止となりました。

（注）実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が180日以上あることを言うものとする。（業務内容は直接支援業務に限る。）

例えば2年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が2年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が360日以上であるものを言う。

なお、産休・育休期間については、従事期間には算定できるが、勤務日数としてはカウントできない。